



電話診療による処方箋発行のご案内

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、

初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方
ができるようになりました。

(令和2年4月10日付厚生労働省通知より)

1. 対象となる方

- ・ 初診（当院に初めて受診する方、前回の受診から3ヵ月以上経過している方）
- ・ 当院で定期的に受診されている方

2. 処方できるお薬

・ 初診の方

（基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数7日間を上限とし、
麻薬及び向精神薬、抗悪性腫瘍薬、免疫疾患抑制薬などは処方できない）

・ 定期受診されている方

（これまでも処方されているお薬、当該疾患により予測される病状の変化に対してのお薬）

3. お申込み方法等

「電話診療のながれ」をご覧ください



注 意 事 項

① 電話診療を実施できない場合があること

医師が外来での診察が必要と判断した場合は、来院をお願いすることがあります。

② 臨時的な取り扱いであること

今回の取り扱いは、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえた臨時的な
扱いですので、状況等に変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われる
こととされています。

